

公募型プロポーザルの公告

奈良県保健医療計画策定に係る調査・分析等業務について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので、公告します。

平成24年6月5日

奈良県知事 荒井 正 吾

1. 業務概要

(1) 業務名及び数量

奈良県保健医療計画策定に係る調査・分析等業務 一式

(2) 業務の内容

奈良県が、医療法第30条の4に定める医療計画を策定する際に、同計画に記載すべき事項について検討を行うに当たり、参考となる事項の専門的見地からの提案とそれに付随する業務

(3) 履行期限

平成25年3月31日

(4) 履行場所

奈良県庁 奈良市登大路町30番地

(5) 業務量の目安

15,330,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

2. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていないものであること。（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- (3) 平成13年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (4) 平成13年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
- (5) 企画提案書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止または指名保留の措置を受けていないこと。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加資格者名簿に、営業種目「Q4検査・分析・調査業務」

で登録されている者（企画提案書提出時点において、当該登録が認められている者）であること。

3. 最優秀提案者の選定方法

（1）選定方法

提出のあった企画提案書等について、奈良県保健医療計画策定に係る調査・分析等業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査により最優秀提案者を選定します。

なお、選定委員会が必要と認めた場合には、提案者のヒアリングを実施します。

（2）選定委員会

選定委員会は、次に掲げる委員をもって構成します。

奈良県医療政策部長

奈良県健康福祉部次長（企画管理室長事務取扱）

奈良県医療政策部次長（企画管理室長事務取扱）

奈良県医療政策部地域医療連携課長

奈良県医療政策部保健予防課長

なお、選定委員会委員に対し本プロポーザルに関して働きかけを行った者は、企画提案書等の内容にかかわらず、失格とします。

4. 手続き等

（1）公募型プロポーザル説明書等の交付場所、参加申込書等の提出場所及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟 3 階

奈良県医療政策部地域医療連携課（医療企画係）

電 話 0742-27-8645 F A X 0742-22-2725

（2）公募型プロポーザル説明書等の交付期間

平成24年6月5日（火）～6月11日（月）まで（土・日曜を除く。）

午前9時から午後5時まで

（3）公募型プロポーザル説明書等の交付方法

（1）に示す場所において次の書類を交付します。

- ・公募型プロポーザル説明書
- ・業務仕様書
- ・厚労省説明会資料
- ・提出様式（様式1～6）及び質問票様式

なお、上記書類のうち厚労省説明会資料以外は、奈良県ホームページにも掲載します。

（奈良県ホームページのトップページ→県の組織→地域医療連携課→新着情報）

（4）参加申込書の提出期限

平成24年6月12日（火）午後5時

（5）企画提案書等の提出期限

平成24年6月20日（水）午後5時

5. プロポーザルに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

6. その他
詳細は、公募型プロポーザル説明書等によります。